

令和 7 年度
泉防犯協会理事会

日時 令和7年5月30日(金)

午後 2 時00分より

場所 泉区役所4階ABC会議室

泉防犯協会

第 次

司会
渡部生活安全課長

1. 開会のことば

2. あいさつ

泉防犯協会	馬場会長
顧問	山口泉区長
顧問	小山内泉警察署長

3. 議長選出

(泉防犯協会会則 第3章第14条1項の規定により
会議の議長は会長とする)

4. 議 事

第1号議案	令和6年度 事業報告
第2号議案	令和6年度 決算報告及び監査報告
第3号議案	役員改選(案)
第4号議案	令和7年度 事業計画(案)
第5号議案	令和7年度 予 算(案)

5. 議長解任

6. 閉会のことば

*資料内容

- ① 令和6年度 事業報告(第1号議案)
- ② 令和6年度 決算及び監査報告(第2号議案)
- ③ 役員改選(案)(第3号議案)
- ④ 令和7年度 事業計画(案)(第4号議案)
- ⑤ 令和7年度 予算(案)(第5号議案)
- ⑥ 泉防犯協会広報車購入積立金
- ⑦ 泉防犯指導員名簿
- ⑧ 泉防犯協会会則

令和6年度事業報告

番 号	項 目	事 業 内 容
1	常任理事会の開催 4月19日	*理事会資料の審議等について
2	理事会の開催 5月31日	*令和5年度事業報告、決算報告及び会計監査報告 *役員改選 *令和6年度事業計画及び予算の審議
3	各種会議・表彰式出席	6月4日 第一回地域防犯担当責任者会議 6月27日 防犯協会事務担当者会議 9月 6日 第55回地域安全県民のつどい 県防連会長・神奈川県警察本部長連名感謝状 防犯功労団体 向ヶ原自治会(上飯田連合) 防犯功労者 鈴木隆治様(富士見が丘連合) 県防連会長感謝状 防犯功労者 千賀喜代美様(中田連合) 9月11日 第二回地域防犯担当責任者会議 9月26日 全国地域安全運動中央大会 功労ボランティア団体 しらゆり連合自治会 代表 井上謙輔様 11月7日 横浜市防犯功労者表彰式 個人表彰 内島叡様(新橋連合) 優良防犯団体 岡津第四町内会(中川連合) 地域安全活動指定地区 中田連合自治会 12月11日 第三回地域防犯担当責任者会議 2月20日 第四回地域防犯担当責任者会議 3月 11日 県警本部長褒賞 楯 高崎美由紀様(しらゆり連合) 3月 横浜市防犯協会連合会理事会(書面開催)

4	安全安心まちづくり旬間 10月11日～20日	16日～18日 防犯パネル展（テアトルフォンテにて） 11日～18日 広報車による広報活動
5	年末特別警戒防犯キャンペーン 12月18日	ゆめが丘駅 ソラトス周辺 一日警察署長「上野みなみさん」 子ども制服コーナー
6	地域防犯活動	主な活動 4月15日 ATM警戒（立場駅前） 6月14日 ATM警戒（立場駅前） 10月15日 ATM警戒（立場駅前） 11月 3日 泉区民ふれあいまつり 2月14日 ATM警戒（立場駅前）
7	防犯指導員の活動	・定例会や役員会を開催して情報交換をした。 ・防犯指導員女性部 神奈川県女性防犯協議会に 加盟して連携して活動。 ・連合毎に月極当番を決め、青パト車による広報活動 を実施。
8	暴力団排除活動	泉区暴力団排除推進協議会へ助成をした。（12/16）
9	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動啓発に協力し助成する
10	地域安全活動指定地区	中田連合自治会を「地域安全活動指定地区」として助成した。
11	その他の広報活動	警察との合同広報活動及び防犯協会車で広報活動をして 犯罪防止を呼びかけた。 ・春の全国交通安全運動(4月) ・夏の交通事故防止運動(7月) ・秋の全国交通安全運動(9月) ・安全安心まちづくり旬間(10月) ・秋季全国火災予防運動(11月) ・年末年始特別警戒(12月) ・年末の交通事故防止運動(12月) ・春季全国火災予防運動(3月)

令和6年度決算報告

令和6年4月1日～令和7年3月31日

収入金額 3, 236, 727円

支出金額 2, 779, 376円

差引残高 457, 351円 (次年度に繰越)

収入内訳

(単位：円)

項 目	6年度予算額	決 算 額	摘 要
繰 越 金	603,915	603,915	
会 費	2,325,000	2,209,350 83,000	44,187世帯×50円 1,660世帯×50円
(小計)	2,325,000	2,292,350	
助 成 金 市防連助成金	95,000	95,000	地域安全活動費
県防連助成金	62,000	63,000	防犯指導員連絡協議会 報償金
雑 収 入	9	521	利息
支 援 金	10,000	15,646 166,295	よみうりセンター 瀬谷いずみ店 (設置の防犯活動支援 自販機売り上げより) スーパー等防犯連絡 会より
合 計	3,095,924	3,236,727	

支出内訳(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

項 目	6 年度予算額	決 算 額	摘 要
会 議 費	50,000	32,240	常任理事会、理事会、担当者会議等
事 務 費	100,000	67,656	消耗品、通信費、物品代等
広 報 車 維 持 費	350,000	326,897	保険料・自動車税・ガソリン代、 駐車場代・車検代等
活 動 費	650,000	464,342	地域安全運動グッズ代、 チラシ用紙代、電話代、 防犯活動費等
地域安全活動指定地区 助 成 金	110,000	110,000	地域安全活動費 (中田連合自治会)
防犯指導員連絡協議会 活 動 助 成 金	442,000	443,000	防犯指導員連絡協議会活動費 泉防犯協会助成金
暴力団排除推進協議会 助 成 金	10,000	10,000	暴力団追放運動活動費
県 防 連 分 担 金	33,600	33,600	
行 政 財 産 使 用 料	15,000	5,409	令和 6 年度年間使用料
冷 暖 房 施 設 等 庁 費	35,000	25,847	令和 6 年度年間使用料
諸 交 際 費	70,000	10,385	社明運動助成
人 件 費	900,000	1,050,000	事務職員報酬
広 報 車 購 入 積 立 金	200,000	200,000	広報車購入積立金
予 備 費	130,324	0	
合 計	3,095,924	2,779,376	

会 計 報 告 書

令和 6 年度 泉防犯協会の決算報告書のとおり会計報告をいたします。

令和 7 年 5 月 1 9 日

会長 馬 場 勝 己 

会計 中 山 懐 利 

会計監査報告書

令和 6 年度 泉防犯協会の会計監査をした結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和 7 年 5 月 1 9 日

監事 上 原 敏 博 

監事 八 木 幸 雄 

泉防犯協会役員名簿

令和7年5月現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	上原 敏博	中田連合自治会
副会長	鈴木 傑 _{さとし}	下和泉連合自治会
副会長	高田 孝	富士見が丘連合自治会
会 計	藤野美知子	新橋連合自治会
監 事	井上 謙輔	しらゆり連合自治会
監 事	町田ふみ子	いちよう団地連合自治会

顧 問	小山内 章	泉警察署 署長
顧 問	山口 賢 _{さとし}	泉区 区長

泉防犯協会常任理事名簿

令和7年5月現在

氏 名	連合自治会
小泉 正彦	中川連合町内会
貝沼 貞夫	緑園連合自治会
藤野美知子	新橋連合自治会
中山 懐利	和泉北部連合自治会
松浦 紀明	和泉中央連合自治会
鈴木 傑	下和泉連合町内会
高田 孝	富士見が丘連合自治会
馬場 勝己	上飯田連合自治会
佐野 瞳	上飯田団地連合自治会
町田ふみ子	いちょう団地連合自治会
上原 敏博	中田連合自治会
井上 謙輔	しらゆり連合自治会

令和7年度事業計画(案)

番号	時 期	項 目	事 業 内 容
1	5月19日	常任理事会	理事会資料の審議等について
2	5月30日	理事会	*令和6年度事業報告、決算報告及び会計監査報告 *令和7年度事業計画(案)及び予算(案)の審議
3	10月	安全安心まちづくり 旬間 (10月11日～20日)	各自治会、町内会と協力し管内全域にわたり防犯パトロール、広報街頭活動を実施する。 防犯キャンペーン、自転車盗難防止キャンペーン防犯パネル展等を実施して、地域住民や子ども達に防犯意識の高揚を図る。
4	12月	年末特別警戒 12月	防犯指導員や地域住民と警察合同のパトロールを実施して年末の特別警戒強化を図る。
5	7年度中	地域安全活動指定 地区の活動推進	しらゆり連合自治会を指定し、犯罪発生防止活動の促進を図る。
6	7年度中	防犯指導員連絡協議会 活動	・年金振込日に立場駅などで警察官と合同で振り込め詐欺防止活動を行う ・特殊詐欺防止のためのパネルシアター等を実施する。(女性部) ・防犯協会車による防犯広報活動を実施する。
7	随時	街頭犯罪等抑止総合 対策の実施	街頭犯罪(ひったくり、乗り物盗、車上狙い)侵入盗(空き巣、忍び込み)の発生抑止対策を各地域で推進する。
8	随時	暴力団排除活動の推進	暴力団排除推進協議会への援助を行う。
9	随時	各種会議の開催	会の運営及び事業の推進方策等について審議する。

令和 7 年度予算（案）

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

収入金額 2, 9 2 9, 3 5 1 円

支出金額 2, 9 2 9, 3 5 1 円

差引残額 0 円

収入予定内訳

(単位：円)

項 目	6 年度予算額	7 年度予算額	摘 要
繰 越 金	603,915	457,351	
会 費	2,325,000	2,300,000	46,000 世帯×50 円
助 成 金			
市防連助成金	95,000	95,000	地域安全活動費
県防連助成金	62,000	62,000	防犯指導員連絡協議会 報償金
雑 収 入	9	0	利息等
支 援 金	10,000	15,000	防犯活動支援自販機 設置支援金
合 計	3,095,924	2,929,351	

支出予定内訳(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

項 目	6 年度予算額	7 年度予算額	摘 要
会 議 費	50,000	40,000	常任理事会、理事会、 防犯担当者会議等
事 務 費	100,000	130,000	消耗品、通信費、ネット通信設備、 物品代等
広 報 車 維 持 費	350,000	200,000	保険料、駐車場代、 ガソリン代、修理代等
活 動 費	650,000	550,000	地域安全運動グッズ代、パンフレット 購入代、印刷代、ちらし用紙代、電話 代、防犯活動費、その他広報資料代等
地域安全活動指定地 区 助 成 金	110,000	110,000	地域安全活動費 (しらゆり連合自治会)
防犯指導員連絡協議 会 活 動 助 成 金	442,000	442,000	防犯指導員連絡協議会活動費 内 県防連報償金 62,000 円
暴力団排除推進協議会 助 成 金	10,000	10,000	暴力団追放運動活動費
県 防 連 分 担 金	33,600	33,600	
行政財産使用料	15,000	15,000	令和7年度年間使用料
冷暖房施設等庁費	35,000	35,000	令和7年度年間使用料
諸 交 際 費	70,000	70,000	社明運動助成、慶弔費、祝金等
人 件 費	900,000	900,000	事務職員報酬
広報車購入積立金	200,000	200,000	広報車購入積立金
予 備 費	130,324	193,751	
合 計	3,095,924	2,929,351	

泉防犯協会広報車購入積立金

令和7年4月1日現在

項 目	金 額	備 考
平成26年度積立金	200,000円	平成26年度一般会計より繰入
平成27年度積立金	200,000円	平成27年度一般会計より繰入
平成28年度積立金	200,000円	平成28年度一般会計より繰入
平成29年度積立金	200,000円	平成29年度一般会計より繰入
平成30年度積立金	200,000円	平成30年度一般会計より繰入
令和元年度積立金	200,000円	令和元年度一般会計より繰入
令和2年度積立金	200,000円	令和2年度一般会計より繰入
令和3年度積立金	200,000円	令和3年度一般会計より繰入
令和4年度積立金	200,000円	令和4年度一般会計より繰入
令和5年度積立金	200,000円	令和5年度一般会計より繰入
令和6年度積立金	200,000円	令和6年度一般会計より繰入
車 購 入 残 金	176,383円	
利 息	1,100円	
合 計	2,377,483円	

泉 防 犯 協 会 会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、泉防犯協会と称する。

(組織)

第2条 本会は、泉警察署管内に存在し、本会の目的に賛同する町内会並びに自治会に加入している者をもって組織する。

2 本会の下部組織として泉防犯指導員連絡協議会を置く。

(目的)

第3条 本会は、犯罪のない明るい街づくりを理想として、関係団体との連絡協調の下に、住民個々の自主防犯意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 自主防犯意識の普及宣伝
- (2) 防犯対策並びに青少年の非行防止対策
- (3) 防犯功労者及び善行少年の表彰
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 常任理事 | 第6条第2項に定める者 |
| (4) 理事 | 第6条第3項に定める者 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員の選出)

第6条 会長及び副会長は、常任理事会で選出し、理事会において承認する。

2 常任理事は、地区連合自治会長・連合町内会長をもってあてる。

3 理事は、各自治会長・町内会長をもってあてる。

4 会計並びに監事は、常任理事の中から互選により選出する。

(役員の任務)

第7条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

3 常任理事は、常任理事会並びに理事会に出席するとともに事業の執行にあたる。

4 理事は、理事会に出席するとともに、地域における事業の推進にあたる。

5 会計は、会計事務を処理する。

6 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者の選出があるまではその任務を行なう。

(役員の解任)

第9条 会長は、役員が本会の名誉を害し、または本会の目的に反する行動があった場合には、常任理事会に計って解任することができる。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおく。

2 顧問は、区長・警察署長及び区内に居住する学識経験者の中から、会長が委嘱する。

第3章 機関及び会議

(機関)

第11条 本会に次の機関をおく。

(1) 理事会

(2) 常任理事会

(理事会)

第12条 理事会は、議決機関であり、第5条の役員をもって構成する。

2 理事会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 予算及び決算の承認

- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 会長及び副会長の選出
- (5) その他会の運営上必要な事項

(常任理事会)

第13条 常任理事会は執行機関であり、会長・副会長・常任理事・会計及び監事をもって構成し、理事会に対し責任を負う。

2 常任理事会は、必要により会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) その他会の運営に必要な事項

(会議)

第14条 理事会及び常任理事会の議長は、会長とする。

2 議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 本会の事務局は、泉警察署生活安全課におく。

2 事務局に、専従職員をおくことができる。

3 専従職員は、会長が泉警察署長の同意を得て雇用する。

(事務局員等の任務)

第16条 専従職員は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

第5章 会計

(経理)

第17条 本会の経費は、会費・補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は一世帯50円とする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(備え付け簿冊)

第19条 本会に次の簿冊を備えておく。

- (1) 議事録
- (2) 金銭出納帳
- (3) 証票綴

付則

- 1 この会則は平成4年4月28日から施行し、4月1日から適用する。
- 2 この会則は、第6条1項、2項、3項、第12条の2項(4)を改正し、平成16年6月24日から施行する。
- 3 この会則は、第2条2項及び第17条2項を追加し、令和2年6月5日から施行し、4月1日から適用する。

